

令和8年度和歌山県観光客調査及び経済波及効果推計業務 委託仕様書

1. 目的

令和7年3月に、観光庁の「観光地域づくり法人(DMO)登録制度に関するガイドライン」が改正され、DMO登録要件の見直し事項に観光地経営における客観的なデータの取得、分析、評価を行う科学的アプローチの強化が求められることとなった。

このことに鑑み、本委託業務では、和歌山県を訪れる観光客に対し広くアンケート調査を実施し、観光客の旅行消費額や満足度などの調査等を行うとともに、和歌山県で実施している観光客動態調査のデータ等を活用して、観光客による経済波及効果を推計し、公益社団法人和歌山県観光連盟（以下、「観光連盟」という）の観光地経営戦略策定に資することを目的とする。

併せて、参加を希望する地域DMOに対しても、上記調査を活用してそれぞれの地域内の観光客の調査及び経済波及効果推計を実施し、地域DMOの観光地経営戦略策定に資することを目的とする。

2. 委託業務期間

契約締結日 から 令和9年3月31日まで

3. 観光客調査（アンケート調査）の概要

(1) 調査方法

観光客の動向（属性・目的・消費活動・再訪意向度・リピーター率・満足度等）を調査するため、インターネット（Google Forms など）を用いたアンケート調査を行う。

なお、アンケート調査は、県内観光施設及び宿泊施設に配架したフライヤーに記載した2次元コードを読み込むことにより誘導して実施する。

また、場合によっては必要に応じて、調査員が観光地点に出向き、調査様式を用い対面式により聞き取り調査を行う。

(2) 調査対象者

和歌山県を訪れた観光客（県内旅行者を含む）を対象とし、海外からの観光客（インバウンド客）も含む。

(3) 調査時期及び回収数

令和8年7月から令和9年3月までの間、四半期ごとに各3,000サンプル、計9,000サンプルを目標とする。受託者は、当該目標の達成に向け、必要な調査手法の工夫及び追加的措置を講じるものとする。なお、回収状況に応じて調査手法の見直し等を行うこと。

(4) 調査地点

県観光連盟が県下全域から選定した10地点以上とする。

(5) 地域DMOの参加・協力

和歌山県内の地域DMOのうち希望するものに対して、希望に応じてそれぞれの地域のデータ分析・経済波及効果推計を行う。その場合、参加地域DMOに対して、フライヤーの配布等

の協力を求めることができる。

なお、参加地域DMOの調査時期は令和8年7月から令和9年3月までの間、回収数は1団体当たり2,250サンプルを目標とする。

4. 委託業務内容

(1) 大まかなスケジュール

	第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
Webフォームの作成	■											
フライヤーの作成	■											
フライヤーの発送・配架			■									
アンケートの実施 フライヤーの補充				■			■			■		
経済波及効果の推計										■		
報告書の作成・提出										■		

(2) アンケート調査

① Webフォームの作成

- Google Forms などを使って、多言語対応（日本語・英語・中国語（繁体字・簡体字）・韓国語）のWebフォームを作成する。なお、回答者の答えやすさに配慮したフォーム設計とする。なお、回答率の向上及び回答者の負担軽減の観点から、設問構成や回答導線について工夫すること。
- アンケート項目は、観光庁の「観光地域づくり法人（DMO）によるKGI・KPI計測に係る手引書」に規定されている各KPI算出に必要な項目を調査する。具体的には、以下に例示した項目とするが、詳細は県観光連盟と協議の上決定する。
 - ・基本情報（年齢・性別・住所・職業など）
 - ・旅行概要（目的・人数・日数・交通手段など）
 - ・訪問場所（観光地・宿泊地・食事場所など）
 - ・消費額（全体・宿泊・食事・土産物・入場料など）
 - ・観光情報の取得（分野・情報源など）
 - ・満足度（全体・再訪意向・推奨意向など）
- 参加地域DMOの設定する独自KPI算出に必要な質問項目については、上記に準じて参加地域DMOとの個別協議の上決定し、その地域を訪問した観光客から回答を得られるようフォームを設計する。

② フライヤーの作成・発送

- アンケート誘導のため、二次元コードを記載したフライヤーを作成する。表に日本語版、裏を多言語対応版（英語・中国語（繁体字・簡体字）・韓国語）とし、アクセス誘導効果の高いデザインとする。

- フライヤーは、取得サンプル数を満たすために必要な部数を印刷する。
 - 受託者は、印刷したフライヤーを県観光連盟及び参加地域DMOに発送する。
 - また、フライヤーによる誘導効果を高めるためのデザインや配布方法について、効果的な提案がある場合はこれを妨げない。
- ③ フライヤーの配架・補充
- フライヤーの配架場所の選定・配架・補充は、県観光連盟が行う。
 - 参加地域DMOの配架場所の選定・配架・補充は、参加地域DMOが行う。
 - 受託者は、サンプル数確保の観点から、配架状況の確認を行うとともに、必要に応じて改善提案を行うものとする。
- ④ アンケートの開始・終了時期
- アンケートは、令和8年7月1日から開始する。
 - アンケートは、令和9年3月31日まで実施する。
- ⑤ 調査結果の集計
- 受託者は、毎月Webフォームにより得られたサンプル数を集計し、県観光連盟及び参加地域DMOに報告する。
- ⑥ 調査手法の補完
- サンプル数の確保及び調査精度の向上のため、フライヤーによるWebアンケートに加え、有効と考えられる調査手法（対面調査の強化、インセンティブ付与等）について提案を行うことを妨げない。
- (3) 経済波及効果の推計
- 上記「(2) アンケート調査」で得られる観光客の消費額、県で実施している観光動態調査のデータ等を用いて、観光客による経済波及効果を算出する。
 - 算出は、観光庁の「観光地域づくり法人(DMO)によるKGI・KPI計測に係る手引書」に従い、県が公表している産業連関表等を使用して実施する。
 - 参加地域DMOが経済波及効果の推計を希望する場合も同様の方法で実施する。なお、産業連関表は、経済産業省が公表している「地域間産業連関表」(株式会社価値総合研究所受託作成)及び和歌山県が公表している最新の「和歌山県産業連関表」等を使用する。
 - 上記手法を基本としつつ、分析の高度化や精度向上に資する追加的な分析手法について、有効な提案がある場合はこれを妨げない。
- (4) 報告と成果物納品
- ① 報告書の作成
- 上記「(2) アンケート調査」、「(3) 経済波及効果の推計」の結果をそれぞれ分析した報告書(A4版カラー、100~150ページ程度)を作成する。なお、アンケート調査及び経済波及効果推計は、令和8年7月から12月までに収集したサンプルを使用する。

- 報告書作成に当たっては、アンケート結果の単純集計のほか、クロス集計、その他の動向の分析や考察も加え、グラフや表をなど使い、見やすくわかりやすいものとなるよう留意する。また、観光庁の「観光地域づくり法人（DMO）によるKGI・KPI計測に係る手引書」に規定されている各KGI, KPIの算出も行うものとする。
- アンケート項目毎の県全体に加え、地点別データの比較についても表・グラフ化し、県全体、地点別動向を分析し、考察する。
- 報告書（Microsoft Word形式）、アンケート集計ファイル（Microsoft Excel形式）等の電子データをDVD等の電子媒体に記録したものを提出する。
- 参加地域DMOの報告書（A4版カラー、約80ページ）についても、同様の方法で作成する。
- また、分析結果の活用促進の観点から、ダッシュボード化や可視化手法等について有効な提案がある場合はこれを妨げない。

② 成果物の納品

- 本業務にかかる成果物の納品は、次のとおり実施する。また、参加地域DMOへの成果物納品は、これに準じて実施する。

成果物	作成部数	提出期限
ア) 最終報告書（A4判カラー簡易製本）	2部	令和9年3月31日
イ) 電子媒体（DVD等）又はクラウドストレージ等	1部	令和9年3月31日

③ 中間報告

- 受託者は、四半期ごとに調査結果の中間分析を実施し、観光動向の速報値として県観光連盟及び参加地域DMOに報告するものとする。

5. 見積書の作成

- 見積書の作成にあたっては、県観光連盟分及び地域DMO分に区分し、各区分ごとにアンケート調査、経済波及効果推計及び報告書作成の内訳が確認できるように記載すること。また、地域DMO分については、参加数は6団体と仮定して作成すること。

なお、地域DMOの参加数、調査地点、調査項目等が確定した後、それに応じて変更契約を締結することとなる。

調査参加者に対し謝礼や粗品を配布する場合は、その金額も見積書に含める。

また、サンプル数確保のために実施する追加的措置（インセンティブ等）を想定する場合は、その内容及び費用を明記すること。

6. その他

- 県観光連盟の求めに応じ、県観光連盟事務所において協議、説明を行うこと。打合せに係る交通費等諸経費については、受託者負担とする。
- 受託者は、業務の実施にあたっては、県観光連盟と適宜打合せを行い、綿密な連絡をとり業務を遂行するものとし、疑義が生じた場合は速やかに県観光連盟と協議し、その指示を受けなければならない。
- 成果品等に関する著作権等は、すべて県観光連盟及び参加地域DMOの所属に帰するものと

し、県観光連盟及び参加地域DMOの承認を得ずに公表、貸与及び使用してはならない。

- 提出物に既存著作権等が含まれる場合は、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。
- 本業務の実施に際し、第三者に与えた損害はすべて受託者の責任において処理するものとする。
- この仕様書に定めるものであっても特別な事業が生じた場合は、双方協議の上、この仕様書を変更することができる。
- 本業務において知りえた情報及びデータを外部に漏洩してはならない。また、他への流用は一切禁止する。
- 本業務は、受託者が主体となって遂行するものとするが、必要に応じて県観光連盟の承認のもと、他の事業者と協力して実施することができる。
- 受託者が上記各条件に違反した場合は、委託者が委託業務の一部または全部を解除し、委託料を交付しないまたは交付している委託料の一部若しくは全部を返還させる場合がある。

7. 連絡先

(公社)和歌山県観光連盟 担当 竹内

〒640-8585 和歌山市小松原通1-1

TEL : 073-422-4631 Email : info@wakayama-kanko.or.jp